

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部 総務部長

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 競争に付する事項
 - (1) 件名 : C3棟フロア移設に伴う分電盤改修及び電源回路配線役務
 - (2) 規格等 : 仕様書のとおり (DIH-LG-26013)
 - (3) 数量・単位 : 1 式
 - (4) 履行期限 : 契約締結日～令和8年9月30日
 - (5) 履行場所 : 情報本部 (市ヶ谷)
 - (6) 備考 : 税抜金額 (9 その他(2)イ項による。)
- 2 競争参加資格
別紙のとおり。
- 3 契約条項を示す場所
防衛省情報本部総務部会計課 (東京都新宿区市谷本村町5-1)
- 4 入札説明会場及び日時
実施しない。
- 5 入札会場及び日時
 - (1) 場所 : E2棟5階 情報本部入札室
 - (2) 日 時 : 令和8年6月19日(金) 9時30分
- 6 入札の無効
本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。
- 7 契約書作成の可否
 - (1) 契約金額が250万円を超える時は情報本部が定める契約書を、100万円以上の時は同請書を作成する。
 - (2) 適用する契約条項
役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項 (該当する場合)
- 8 保証金に関する事項
入札保証金・契約保証金免除 (ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- 9 その他
 - (1) 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格決定通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
ウ 入札に参加を希望する者は、別に配布する入札参加届を提出すること。
 - (2) 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (税抜き金額)を入札書に記載すること。
 - (3) 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
 - (4) 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<http://www.geps.go.jp/>) を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限る。事前に郵送する旨を連絡すること。
 - (5) その他
ア 消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。
イ 参考資料の提出 (入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限 : 令和8年5月27日 (水) 12時00分
ウ 電子調達システムを利用した応札をする場合は、電子調達システムの証明書等の提出で入札参加届等を提出すること。
エ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者とは契約を行わない。
オ 予定価格の範囲内での応札がある場合でも、予算決算及び会計令第86条に基づき、落札を保留して最低入札価格提示者 (総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者) に対して低入札価格調査を実施する場合がある。対象者は調査に対して下表の資料を提出する等、協力しなければならない。なお、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。

提出資料	細部内容
積算資料等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該価格での入札理由 ○ 入札価格の適切性(入札価格の内訳含む。) ○ 資機材及び施設設備の保有状況 ○ 技術者等の配置見通し ○ 現行の他契約の受注状況と技術者等の配置状況 ○ 過去に受注した同種契約の履行状況 ○ 経営状況及び財務状況 ※ 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には、その理由を説明できる資料

- 10 本公告に関する照会先
 東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 第4契約係
 TEL 03-3268-3111 (内線 31752) FAX 03-5225-9641
 メール dih-kaikei@ext.dih.mod.go.jp (契約係共用)

- 1 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 2 防衛省競争参加資格（令和7・8・9年度の全省庁統一資格）の有資格者で「役務の提供」の「D」等級以上に格付けされた者
- 3 2の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下(1)～(7)のいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年5月27日12時00分までに、確認できる書類を情報本部総務部会計課へ提出すること。
 - (1) 当該入札に係る役務と同等以上の仕様の役務を実施した実績等を証明できる者
 - (2) 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- (3) S B I R制度の特定新技术補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (4) 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
 - (5) 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
 - (6) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
 - (7) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- 4 契約担当官等（他省庁含む）から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - 5 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
 - 6 「会社更生法（平成14年法律第154号）」による更生手続開始又は、「民事再生法（平成11年法律第225号）」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - ① 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（コピー可）
 - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類（コピー可）
 - ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
 - 7 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。